

2012年11月19日

受益者の皆様へ

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

「マニユライフ・インカム・バランス・ファンド（毎月分配型）」
信託終了（繰上償還） 予定のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、弊社追加型証券投資信託「マニユライフ・インカム・バランス・ファンド（毎月決算型）」（以下、「当ファンド」といいます。）につきましては、下記の通り、2012年12月28日をもって投資信託契約を解約し、信託を終了（以下、「繰上償還」といいます。）することが受益者の皆様にとって最善であると判断いたしました。

この繰上償還につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下、「投信法」といいます。）の規定に基づき、書面による決議（*）をもって実施する予定です。

*投信法の規定に基づき、受益者の皆様に、書面により、繰上償還の可否を決議していただく手続きです。

なお、繰上償還の内容及び手続きの詳細につきましては、本書のほか添付の「書面決議参考書類」に記載しておりますのでご高覧下さい。

つきましては、本書及び「書面決議参考書類」をお読みいただき、繰上償還に関する決議への賛否及び必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

何卒、ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 書面による決議の概要（繰上償還を予定する理由）

当ファンドは、受益権の口数が、信託約款に定められた繰上償還の要件である30億口を大幅に下回っているほか、組入れ投資信託の一つが償還されることもあり、ファンド運営上本来の商品性を維持し運用目標を達成することが困難な状況となっております。

従いまして、弊社としましては、可及的速やかに当ファンドの投資信託契約を解約し、繰上償還することが受益者の皆様にとって最善であると判断しております。

詳しくは、添付の「書面決議参考書類」の第1項をご覧下さい。

2. 繰上償還に係る書面決議の手続きの日程

①受益者及び受益権数の確定日	2012年11月19日
②書面による議決権の行使の期間	2012年11月19日～2012年12月3日
③書面による決議日 (繰上償還の可否が決定される日)	2012年12月4日
④反対受益者の買取請求期間	2012年12月4日～2012年12月25日
⑤繰上償還予定日	2012年12月28日

*繰上償還以外の方法により当ファンドの受益権の換金(解約)を希望される場合は、2012年12月21日まで通常通り解約を受付けます。

本書面による議決権の行使は、2012年11月19日時点の受益者の方(2012年11月15日までに購入の申込みをなされた方を含みます。)を対象としております。

2012年11月16日以降に当ファンドの購入をお申込みいただき、これに伴い当ファンドの受益権を取得した受益者の方には本書面による議決権は付与されませんのでご了承下さい。

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。可決された場合、予定通り2012年12月28日をもって当ファンドの信託を終了し、繰上償還金は2012年12月28日以降に販売会社を通じて受益者の皆様にお支払い致します。

なお、本書面決議が否決された場合には、当ファンドの繰上償還の手続きは行いません。この場合、投資信託契約を継続する旨を、本決議の日以降、速やかに受益者の皆様にお知らせ致します。

本書面決議の結果は、上記決議の日の翌日以降、弊社のホーム・ページ(<http://www.mlij.co.jp/>)又はお取引先の販売会社で確認することができます。

3. 議決権の取扱いと書面による決議の方法

- 1) 賛否の表示のない議決権行使書面を提出された場合は、賛成するものとさせていただきます。
- 2) 同一の受益者の方が重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権を無効とさせていただきますのでご了承下さい。
- 3) 信託約款第39条(信託契約の解約)第3項の規定に基づき、議決権を行使できる受益者の方が議決権を行使されない場合(議決権行使書面を行使期間内に送付いただかない場合)は、本書面決議に賛成するものとさせていただきます。

4. 議決権の行使の方法及び期限

同封の「議決権行使書面」(必ずこの書面をご使用下さい。)に、議案についての賛否その他の必要事項をご記入の上、返信用封筒にて以下の送付先までご送付下さい。

[送付先]

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館15F

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

議決権の行使の期限：2012年12月3日(委託会社(弊社)到着分まで有効)

＊「個人情報保護の取扱い」

受益者の方にご記入いただいた内容及び当該内容を記載したリストについては、本書面決議のために弊社において使用するほか、以下の目的のために弊社、販売会社及び受託会社（再受託会社を含みます。）との間で、その内容を共有することに同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

- ① 販売会社において記入内容を確認するため
- ② 受託会社において後述の買取請求がされた場合に、買取請求の手続きを行うため

5. 反対受益者の買取請求手続きについて

本書面決議が可決された場合、決議において繰上償還に反対した受益者の方は、受託会社に対し、自己に帰属する当ファンドの受益権について、信託財産をもって公正な価格で買取すべき旨を請求することができます。

なお、買取請求を行うかは任意であり、決議において繰上償還に反対した場合であっても買取請求による換金を強制されるものではなく、繰上償還を受けることも可能です。また、2012年12月21日までは通常の一部解約の方法により換金することも可能です。

ただし、一旦買取請求を行った受益権については、その後一部解約の申込み又は繰上償還を受けることはできなくなりますのでご留意下さい。

買取請求期間：2012年12月4日～2012年12月25日まで

お申込み場所：お取扱いの販売会社

買取価格： 受益者から特に異議がない限り、原則として受託会社が必要書類を受領した日の翌営業日の基準価額とします。

なお、基準価額が当該受益者の個別元本を上回る場合は、一部解約による換金の場合に準じて、当該上回る額に対して所得税及び地方税が課せられます。

その他費用： 受託会社から受益者のご指定銀行口座に買取代金を振り込みます。その際の振込手数料や計算書の郵送費用などは受益者の負担となり、買取代金からこれらの費用を差し引いた金額をお振込み致します。

なお、買取請求には諸般の手続きが必要となるため、通常の一部解約による換金の場合よりもお支払いまでに日数を要する可能性がありますのでご了承下さい。

＊ 買取請求に関する手続きの詳細は、後日該当する受益者の方に弊社より直接ご案内申し上げます。

本書面に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

電話番号：03-6267-1901

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

以上

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由及び相当性に関する事項

マニユライフ・インカム・バランス・ファンド（毎月分配型）（以下、「当ファンド」といいます。）は、2008年10月28日に設定され現在まで運用を行ってまいりましたが、2012年10月末現在受益権の総口数は、1,029,856,117口となっており、信託約款に定められた投資信託契約の解約の基準である口数30億を大幅に下回っております。

また、今般、投資対象としております指定投資信託証券のうち、25%を投資しております投資信託証券が2012年12月末で償還を迎えることとなりました。

同戦略の代替ファンドの組入れについて検討を行いましたが、運用報酬の増加等により、組入れに適さないとの判断に至りました。

上記により、当ファンドの運営上、本来の商品性を維持し運用目標を達成することが困難な状況となっております。

従いまして、弊社としましては、可及的速やかに当ファンドを解約し、繰上償還することが受益者の皆様にとって最善であると判断しております。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2012年12月28日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件

特にありません。

4. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

次ページ以降の書類をご覧ください。

5. 財産状況開示資料等を作成した後に生じた、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

特にありません。

6. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

特にありません。

損 益 計 算 書

マニユライフ・インカム・バランス・ファンド（毎月分配型）

(110003)

平成 24 年 9 月 21 日から
平成 24 年 10 月 22 日まで
(単位：円)

科 目	金 額
収 益	
受取配当金	6,065,903
配当株式	0
受取利息	664
有価証券売買等損益	7,606,741
派生商品取引等損益	0
為替差損益	6,691,292
経過差益	0
その他収益	0
収 益 合 計	20,364,600
費 用	
募集手数料	0
支払利息	0
受託者報酬	42,201
委託者報酬	1,181,666
その他費用	213,978
費 用 合 計	1,437,845
当期純利益	18,926,755
解約に伴う当期純利益分配額	2,239
調整後当期純利益	18,924,516
期首剰余金	114,474,390
当期剰余金増加額	207,675
（一部解約に伴う剰余金増加額）	（ - ）
（追加信託に伴う剰余金増加額）	（ 207,675 ）
当期剰余金減少額	92,220
（一部解約に伴う剰余金減少額）	（ 92,220 ）
（追加信託に伴う剰余金減少額）	（ - ）
分配金	6,188,425
期末剰余金	127,325,936

追加型収益分配金計算書

136 マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
マニユライフ・インカム・バランス・ファンド(毎月分配型)

(110003)

平成 24 年 10 月 22 日

計算内容	科目	配当等収益	有価証券 売買等損益	収益調整金		経費	分配準備積立金		繰越欠損金	元本	合計
				有価証券売買 等損益相当額	その他収益 調整金		配当等収益	有価証券 売買等利益			
1. 期末現在高		(62.56)	(134.87)	(-45.77)	(102.11)	(-13.94)	(1,336.61)	(950.63)	(-1,232.58)	(10,000.00)	(11,294.49)
2. 経費按分額		6452016 (31.69%)	13910345 (68.31%)	-4721216	10531894	-1437845	137858697	98048355	-127127885	1031404292	1164918653 (100.00%)
3. 経費控除後の損益金額		-455653	-982192			1437845					0
4. 繰越欠損金要補てん額		5996363	12928153	-4721216	10531894		137858697	98048355	-127127885	1031404292	1164918653
5. 損失補てん後の損益金額			-12928153						12928153		0
6. 収益分配可能額		5996363	0	-4721216	10531894		137858697	98048355	-114199732	1031404292	1164918653
7. 収益分配金額		58.14	0.00	0.00	102.11		(1,336.61)	(950.62)			(2,447.48)
8. 収益分配後の損益金額		-58.14	0.00	0.00	0.00		(-1.86)	(0.00)			(-60.00)
9. 分配準備積立金積立額		-5996363	0	0	0		-192062	0			-6188425
10. 損失金補てん額		0	0	-4721216	10531894		137666635	98048355	-114199732	1031404292	1158730228
11. 次期繰越額		0	0				0	0	0		0
		0.00		(-45.77)	(102.11)		(1,334.75)	(950.63)	(-1,107.23)	(10,000.00)	(11,234.49)
		0		-4721216	10531894		137666635	98048355	-114199732	1031404292	1158730228

分配金総額 6,188,425 円

残存口数 1,031,404,292 口

10,000口当り分配金額 60円00銭 (普通 60円00銭・特別 0円00銭) 10,000口当り手取金額 総合
60円 銭
分離 60円 銭

支払外国税 0 円 (10,000口当り 0円00銭)

議決権行使書面

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社 行

[私/当社]は、2012年11月19日付通知に記載の追加型証券投資信託「マニユライフ・インカム・バランス・ファンド（毎月分配型）」の投資信託契約の解約（繰上償還）に関する書面決議について、下記の通り議決権を行使致します。

*太枠をご記入いただく項目です。

記入年月日	年 月 日
議案についての賛否	繰上償還について、いずれかを○で囲んでください。 賛成します / 反対します
受益者の氏名（又は名称）	
受益権口数（議決権の数）	
購入の販売会社	
取引店名	
口座番号	
住所	〒
電話番号（日中連絡先） 又はメールアドレス	

■上記の議決権の行使に伴い個人情報を取得しますが、かかる個人情報は議決権行使、書面決議及び議案に反対され買取請求される場合に関する事務を処理するために、委託会社（弊社）、販売会社及び受託会社（再受託会社を含みます。）において共同して利用致します。取得した個人情報は個人情報保護のために適切に管理し、上記目的以外には利用致しません。

（ご注意）

- 1) 本書面決議において、議決権を行使されない場合（議決権行使書面を行使期間内に提出されない場合）は、議案に賛成するものとみなされます。
- 2) 賛否の表示のない議決権行使書面を提出された場合は、議案に賛成するものとさせていただきます。
- 3) 同一の受益者の方が重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権を無効とさせていただきますのでご了承下さい。
- 4) 取引店名、口座番号及び住所の記入がない場合や記入内容に不備等がある場合には、口数の確認を行う都合上、議決権を無効とさせていただきます場合があります。
- 5) 受益者の方の記入内容の確認のために、弊社は販売会社の記録事項との照合を行います。その際、本人確認のために改めて書類等を提出していただくことがあります。
- 6) 議決権の行使は、2012年12月3日までに本議決権行使書面が弊社に到着したものののみ有効とさせていただきます。

以上